

Q 自治法改正―基本構想策定義務廃止への見解は？

A 自らの責任における行政運営の構築を目指した改正

三田部恒明

基本構想策定の法的根拠がなくなっただけで、条例化で位置付けを！

本市の基本構想自体は変更がなく、現時点での条例化は考えていない。

基本構想と則して制定されている行政計画がある。政策体系全体のデザインにしっかり取り組むべきでは？

本市の基本構想は平成29年度までの計画であり、それまでに政策全体のデザインをどうすべきか研究していく。

議会での議決案件とすべきでは？ 条例化と共に調査・研究していく。

補助金の見直しについての改善点

障害児（者）生活サポート事業については、利用者側から見れば倍以上の利用料負担となり、補助金の見直しとはかけ離れている。再考すべき！

負担の増額であり、利用者ご家族の理解を得られるのは難しいことだが、本事業を今後も続けていくために減額はやむを得ないとの結論である。

社会福祉協議会にて実施の入浴券廃止は無慈悲。市施策にて実施すべき。

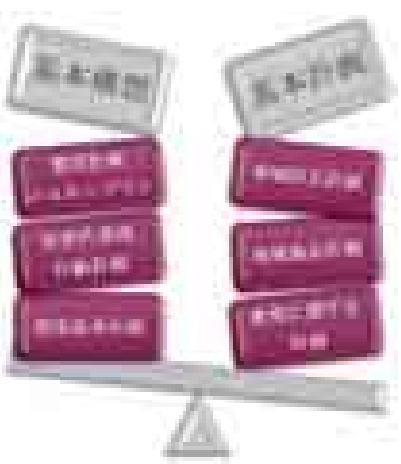
市単独での実施は考えていない。老人福祉センター等の施設で浴室運営しており有効利用していただきたい。

社協には追跡調査の依頼をお願いした。

政策的部分・弱者への扶助費がカットされている。見直しの改善点として、①分類を運営・事業・扶助費等

②救済措置設定③審査判定シート作成及び公表④第3者機関の設置を提案！

裁量のある扶助費的補助金は法令や社会状況を考慮し見直した。提案事項は、今後の見直しの中で参考とする。



Q 花園総合支所にて一部受付事務が変更された理由について

A 要望により現体制の中でできつつある業務と考えた結果

松本 政義

花園総合運動場の有料化について

花園総合運動場の多目的広場の有料化後、近隣住民、子供たちへの周知は、また、無料に戻す考えはないか。

市の広報、ホームページへ掲載し周知を図ったが、結果的に説明が十分でなかった。子供たちにもわかるような方法を考えていきたい。市の公共施設を占有して利用する場合に施設の公平性を確保するための有料化である。

公園利用のトラブルの解消は近隣住民の意見も参考にして検討したい。

花園総合支所では、死亡届、それに関する届け出が昨年4月1日より5カ月間受理されなかった。9月1日には可能な業務がなぜ、取り扱われなかったのか、その変更された理由は、また、出生・婚姻等、一部戸籍に関する受付がなされていないのはなぜなのか。



花園総合運動公園

Q 生活排水処理基本計画の見直しはどのようになっているのか

A 財政状況や進捗状況を踏まえ、厳しい状況である

倉上 由朗

公共下水道から合併浄化槽促進区域に見直された区域は、当初計画が間違っていたのか。

平成37年度末を期限とした計画を策定するよう指示があったことにより、下水道事業に期間的制約が生じたことで、事業を実施できる範囲が限定されたことによるものである。5年ごとの見直しの時には、財政状況、社会情勢をかんがみ見直しを行う予定である。

上敷免血沼地区と明戸西部入枝・田中地区は毎年当初基本計画により市長に公共下水道整備の陳情要望を重ねている。今年度要望した際、埼玉県に確認に赴く、その時は地元も市長も一緒に行くこと協議したが、その後どうなっているのか。

県下水道担当では、利根川流域別下水道整備総合計画の見直しに着手したが、互いの整合を図る必要があるため、市の下水道計画における新たな区域の拡大は行うことができない状況であった。また、当該地区の計画への位置づけについて再確認を行ったところ、市の計画を取り入れた県の計画は既に



合併処理浄化槽

Q 第一石産運輸株の深谷市への進入路の道路寄附について

A 地域住民の同意と地元農業委員の同意が必要である

新井 清

この道路、花支3-301は、平成17年第一石産運輸株が産業廃棄物処理業と処分場の許可申請を、埼玉県と旧花園町へ出した時、進入路が狭いので幅員が9メートルになるよう農地を買収した部分の土地である。当時町も産廃をするなら道路として許可しなかった土地である。現在も農地のまま仮登記である。その時地元住民は有史以来の出来事で猛反対となり、第一石産も白紙撤回と、今後事を起こす時は、地元住民と相談して始めると約束して決着したわけである。第一石産と隣接している黒田・荒川両地区の住民の安全を守り、道路寄附に反対する立場から質問するが、寄附の協議はいつころで、何人で来たのか。

平成23年6月13日に2名が来庁した。

その時の第二石産側の寄附内容は、市道花支3-301拡幅部分を改良して、寄附することが可能であれば寄附したいとのことであった。

その時、深谷市の対応は、寄附の受け入れについて過去の経緯を調査した結果、地元自治会や地元農業委員の同意が必要と判断したことから、同意を得られた場合、寄附の手続きを進める旨の説明をした。また、道路改良工事については、用地手続き完了後、道路法第24条の規定に基づく申請をいただき、承認後、実施していただきたいと説明した。



市道花支3-301号線